

青森県教育委員会第790回定例会会議録

期 日 平成26年11月12日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

そ の 他 職員の懲戒処分の状況

平成26年11月12日（水）

- ・開会 午前10時30分
- ・閉会 午前10時37分
- ・出席者の氏名
豊川好司、町田直子、清野暢邦、中沢洋子、野澤正樹、中村充（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
佐藤理事、奈良教育次長、岡田参事、教育政策・職員福利・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康各課長、高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員
町田委員、中沢委員
- ・書記
外崎学、村上健

会 議

議 事

その他 職員の懲戒処分の状況

(田村教職員課長)

教育委員会が10月に行った職員に対する懲戒処分のうち、社会的影響が大きな事案であり、処分後速やかに公表を行った事案1についてご説明する。

既に報道されているが、下北地域の高等学校教諭が窃盗で検挙されたものである。当該職員は、平成22年12月にも窃盗で検挙されており、平成23年3月に停職4月の懲戒処分を受けているにもかかわらず、再び窃盗で検挙されたことから、当該職員に対し停職6月の懲戒処分を行ったものである。

なお、当該職員は、処分日と同日付けで辞職している。

(中村教育長)

教職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり、指導の徹底を図ってきたが、今回、このような不祥事が発生したことから、県立学校及び市町村教育委員会に対し、服務規律の確保を徹底するよう通知し、公務員としての使命感や責任感について自覚を促す指導の徹底を図るようお願いした。

今後、関係機関と連携し、学校と一丸となって、信頼される学校づくりに努めるとともに、教職員一人一人が自覚を持って、厳正な服務規律の確保に努めるよう、引き続きあらゆる機会を通して指導の徹底を図って参りたい。

(清野委員)

窃盗での検挙が2回目ということである。懲戒免職としなかったのはなぜか。

(田村教職員課長)

当該教諭の懲戒処分については、まず行為をした際、周りの目を気にするとか、万引きした商品をすぐに隠そうとするなどの様子が見られないことなどから、当該教諭は事件当時、判断能力が低下している状況であったと考えられること、また、反省し辞職願が提出されていること、それから刑事手続上、不起訴処分となったことなどを総合的に勘案して停職6月の処分としたところである。

(町田委員)

4ヶ月の停職から復帰してから今回の事件が起きるまでの間の勤務状況はどうだったのか。また、事件後は判断能力がしっかりと戻っていたのか。

(田村教職員課長)

当時の校長の話によると、学校運営上の支障は特になかったと聞いている。また、事件前の様子でも、特に気になることはなかったと聞いている。

それから、当該教諭は、病気により通院、服薬をしていたということを確認している。そういうことがあって判断能力が低下していたのかもしれないが、事件の後は、自分がしてしまったことを反省し、落ち込んでいたようだ。処分と同日で辞職しているので、それ以降の状況についてはわかりかねる。

(清野委員)

停職6月というのは、2回目の窃盗での検挙であるが、そうした事情があるので妥当であるということか。

(田村教職員課長)

私どもとしてはそう考えている。

(豊川委員長)

他に何かご意見、ご質問はないか。なければ、懲戒処分の状況については了解した。